

静岡県告示第464号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月30日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	伊豆市大平字畑67番の18から 伊豆市大平字畑67番の19まで	令和3年4月30日

=====

静岡県告示第465号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高洲和田線	藤枝市高洲一丁目884番の5	令和3年4月30日